

評議員及び役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおぞらの子福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員及び役員報酬
- (2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員及び役員の報酬)

第4条 評議員及び役員報酬は、評議員・役員が理事長の招集に応じ評議員会及び理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 施設の職員を兼務する場合は、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は役員報酬に準じて報酬を支給する。

(評議員及び役員報酬の支払)

第5条 評議員及び役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附 則

この規程は、法人設立の日（平成28年 2月 9日）から施行する。

この規程は、平成29年 5月 28日から施行する。